

平成25年第1回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成25年1月24日 木曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎1階会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

7番 濱川清重 委員 8番 下地盛一 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 土地改良法第52条第8項の規定による鍋底地区土地改良事業本換地計画に対する同意について

平成25年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成25年1月24日 木曜日 14時07分 から 16時12分
2. 開催場所 上野庁舎1階会議室
3. 出席委員 (27人) 委員数 (29人)
4. 欠席委員 (2人)

| 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 |
|----|------|----|----|----|------|------|----|----|-------|----|----|
| 1 | 仲間末司 | | ○ | 11 | 玉元正助 | | ○ | 21 | 長崎次登 | | ○ |
| 2 | 下地泰斗 | | ○ | 12 | 本村弘幸 | | ○ | 22 | 久貝安男 | | ○ |
| 3 | 棚原文男 | | ○ | 13 | 久貝正吉 | | ○ | 23 | 砂川博克 | | ○ |
| 4 | 上地洋美 | | ○ | 14 | 川満里志 | | ○ | 24 | 島尻隆義 | | ○ |
| 5 | 砂川博一 | | ○ | 15 | 下地勇徳 | 職務代理 | ○ | 25 | 奥浜健 | | ○ |
| 6 | 渡真利等 | | ○ | 16 | 下地昇 | | ○ | 26 | 喜屋武隆 | | ○ |
| 7 | 濱川清重 | | ○ | 17 | 仲里敏夫 | | ○ | 27 | 前泊 恵 | | × |
| 8 | 下地盛一 | | ○ | 18 | 砂川寛裕 | | ○ | 28 | 佐久田強 | | × |
| 9 | 島尻幸夫 | | ○ | 19 | 芳山辰巳 | | ○ | 29 | 佐久田寛勇 | | ○ |
| 10 | 上里弘 | | ○ | 20 | 長濱国博 | | ○ | 30 | 野崎達男 | 会長 | ○ |

5. 議事録署名委員

議長 野崎達男

7番委員 濱川清重 8番委員 下地盛一

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 川満広紀 次長 砂川芳徳 次長兼農政係長 仲間毅
次長兼農地係長 本村博信 主査 楚南満

7. その他の出席者

沖縄県農林水産部 宮古農業振興センター(農政スタッフ)

主事 具志堅

開会 14時07分

閉会 16時12分

8. 会議の概要

平成25年1月24日

開会： 14:07

議長 ただ今から平成25年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は26名で定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、2名欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。それでは日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

それでは7番濱川清重委員、8番下地盛一委員にお願いいたします。なお本日の会議書記には事務局職員の砂川芳徳氏を指名いたします。それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題としますが会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

それでは議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は10件でございます。まず受付番号1番から10番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から10番までは、議案書 9ページから 18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良松原地区、集落より海岸線を下地川満集落へ向け約500m左にあり原野との間にあり草地として使用している。サトウキビ栽培の規模拡大を予定し本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

番号2番3番については、譲受人が同一人で隣接していますので一括して説明いたします。平良久貝地区、県営久貝団地の東約100mにあり住宅との間にあり休耕地となっている。2番3番11番併せてサトウキビ栽培の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

5番委員 受付番号4番、5番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺下南地区、下南集落の北約200mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり12番と併せてサトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

5番は城辺下南地区、下南公民館の東約200mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けておりサトウキビ栽培を予定し、本人は地域のサトウキビ原料委員でもあり地域のリーダーであり営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

10番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺福東地区、福東公民館の北約200m福里集落との中間に位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり、サトウキビ栽培を予定し本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

17番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良松原地区、徳州会病院南西約500mと県営久貝団地南約200mに位置し、周囲はサトウキビ畑と果樹施設がありサトウキビ栽培の規模拡大で農業機械も所有しており、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

19番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
上野宮国大嶺地区、大嶺公民館の東に隣接しており、周囲はサトウキビ畑と路地野菜畑が広がり15番と併せてサトウキビ栽培の規模拡大で農業機械も所有しており、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

20番委員 受付番号9番10番について、現地調査の結果を報告いたします。
伊良部國仲地区、市営國仲団地南約100mにあり、周囲はサトウキビ畑と路地野菜畑が広がりサトウキビ栽培の規模拡大で周辺の農地への影響もないと思います。

伊良部佐和田地区、佐和田漁港の東約200mにあり、周囲は土地改良事業整備事業済みでサトウキビ畑が広がり、サトウキビ栽培の規模拡大で本人は地域のサトウキビ原料委員でもあり地域のリーダーであり営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から10番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)は5件でございます。まず受付番号11番から15番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号11番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号11番から15番までは、議案書19ページから23ページの調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
平良下崎地区、下崎購買店の西約200mに位置し、周囲は住宅に囲まれ路地野菜が栽培されている。2番3番と併せてサトウキビと路地野菜栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

5番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
城辺下南地区、下南集落の北約200mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり4番と併せてサトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

7番委員 受付番号13番14番について、現地調査の結果を報告いたします。
13番は平良西原地区、大福農園畜舎の海岸線添えに北へ約500mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり収穫後サトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

14番は平良福山地区、福山集落の中間の西約300mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり収穫後サトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

19番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。
下地嘉手苺地区、嘉手苺公民館の南約500mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり収穫後8番と併せてサトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)受付番号11番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

休憩: 14:35

再会: 14:36

次に議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は7件でございます。まず受付番号16番から22番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号16番から22番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号16番から22番までは、議案書24ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)受付番号16番から22番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、原案とおりに決定いたしました。

次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権の設定)は11件でございます。まず受付番号 1番から11番までのご説明いたします。

【議案第2号、受付番号1番から11番朗読説明内容省略、別紙議案書参照、】

以上計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

休憩: 14:47

再会: 14:49

現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良西原地区、西原集落から東約500m福山集落との中間に位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり収穫後サトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

2番は平良西原地区、西辺小学校から北へ約500m大浦集落との中間に位置し、周囲はサトウキビと果樹施設があり収穫後サトウキビと路地野菜の栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

3番は平良西原地区、集落の南入口の東約500mに位置し、周囲は土地改良事業整備事業済みサトウキビがありサトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

10番委員 受付番号4番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺仲原地区仲原集落東、仲原地下ダム工事現場より西約300mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にあり収穫後サトウキビ栽培の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

5番は城辺西東地区、西東公民館北約100mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

6番は城辺加治道地区、加治道公民館南約300m加治道上水場に隣接し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

7番は城辺福里地区、福里集落の南東約700mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビ栽培の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

8番は城辺新城地区、新城集落の北新城海岸への入り口東に隣接し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビ栽培の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

9番は城辺比嘉地区、比嘉集落南西約400mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビと路地野菜の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

23番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺長南地区長南集落北約500m位置し、周囲はサトウキビが植え付けされ収穫後サトウキビと草地を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

24番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺新城地区、新城集落の北海岸添えの南約300m、周囲はサトウキビが植え付けされサトウキビ栽培の規模拡大を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(賃借権の設定)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は12件でございます。まず受付番号1番から12番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から12番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

- 2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
平良松原地区、松ヶ原ゴルフ場南約100mに位置し、周囲は土地改良整備中の地区内にありサトウキビ栽培と路地野菜を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。
- 4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
下地積間地区、積間公民館南西約300mに位置し、周囲は土地改良整備中の地区内にありサトウキビ栽培と葉たばこ栽培を予定し、本人は営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。
- 5番委員 受付番号3番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。
城辺下南地区、下南公民館の東約200mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けておりサトウキビ栽培を予定し本人は地域のサトウキビ原料委員でもあり、地域のリーダーであり営農に対し意欲的で周辺の農地への影響もないと思います。

4番5番6番は隣接しており、城辺下南地区県道友利線添え宮古トラパーチン鉱業の西約100mに位置し、周囲はサトウキビ畑が広がりサトウキビが植え付けされており、サトウキビ栽培の規模拡大で周辺の農地への影響もないと思います。
- 10番委員 受付番号7番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。
城辺福南地区、福南公民館の北西約200mに位置し、周囲は原野とサトウキビがあり当地は畜産事業による草地造成工事による畜産経営の規模拡大です。周辺の農地への影響もないと思います。

8番は城辺福東地区、七又太陽光発電所の北約100mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内でサトウキビがあり、当地はサトウキビ栽培と草地による畜産経営の規模拡大です。周辺の農地への影響もないと思います。

9番は城辺仲原地区、仲原集落東、仲原地下ダム工事現場より東約200mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内で休耕地でサトウキビ栽培の規模拡大です。周辺の農地への影響もないと思います。
- 19番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
上野豊原地区、豊原公民館の北西約300mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内にありサトウキビ畑が広がり、当地はサトウキビ収穫後サトウキビと路地野菜の規模拡大です。周辺の農地への影響もないと思います。
- 23番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
城辺長間地区、長南公民館の北約300mに位置し、周囲はサトウキビが植え付けされサトウキビ栽培と草地による畜産経営の規模拡大です。周辺の農地への影響もないと思います。
- 25番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
城辺友利地区、友利集落から国道390号線を東へたらまファームの東約800mに位置し、周囲は土地改良整備事業かんばい事業済みの地区内サトウキビ畑が広がりサトウキビ収穫後サトウキビ栽培の規模拡大を予定しています。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

休憩: 15:20

再会: 15:26

次に日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、1件でございます。まず受付番号1番のご説明いたします。

【議案第4号、受付番号 1 番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される4条5条許可申請の現場調査を平成25年1月18日午後2時から4時まで行いました。調査委員は7番委員私、浜川と8番委員下地盛一委員、野崎達男会長、事務局から川満局長、砂川次長、宮古農林水産振興センター具志堅主事の6人で行いました。初めに事務局で今回の調査内容等の説明を受け4条1件5条4件の現地調査を上野、平良地区の順に行い終了後、事務局で調査内容についての整理をいたしました。

調査の結果、特に違反は見受けられませんでしたことを報告いたします。それでは5条について説明いたします。受付番号1番の現場状況を説明いたします。

現場の状況は上野新里地区、新里集落センター北約100m集落内に位置し休耕地となっている。農地の広がり集落密集地内にあり農地の広がりはない。住宅の広がり新里集落密集地となっている。農地の区分は第2種農地として相当数の街区を形成している区域判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は4件でございます。まず受付番号1番から4番までのご説明いたします。

【議案第4号、受付番号 1 番から4番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 現場の状況は平良鏡原山中地区、宮古島家畜競り市場南西、山中集落センター南約100m集落内に位置し休耕地となっている。農地の広がり集落地内にあり10ha未満の農地の広がり。住宅の広がり山中集落内にあり住宅振興地となっている。農地の区分は、第2種農地として宅地と原野及び段差に分断された10ha未満の農地判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。つぎに受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 現場の状況は、宮古島福祉協議会平良支所東約100mに位置し、住宅振興地で休耕地となっている。農地の広がり東から南に農地の広がりはあるが段差で分断されている。住宅の広がり住宅振興地となっている。農地の区分は、第2種農地として宅地と原野及び段差に分断された10ha未満の農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
《異議なし》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2番を原案のとおり決定してよろしいですか。
《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。つぎに受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 現場の状況は平良久貝地区、市立久松小学校北東約100m住宅密集地内にあり休耕地となっている。農地の広がり住宅密集地内にあり農地の広がりはない。住宅の広がり住宅密集地で住宅振興地となっている。農地の区分は、第2種農地として相当数の街区を形成している区域と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
《異議なし》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。
《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。つぎに受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 現場の状況は平良久貝地区、県営久貝団地南約100mにあり周囲は住宅振興地となっており休耕地となっている。農地の広がり南は1m以上の段差で分断され、東から北に未整備地区で10ha未満の農地の広がりである。住宅の広がり北から西に住宅密集地で住宅振興地となっている。農地の区分は宅地と原野及び段差に分断された10ha未満の農地判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。
《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に日程第7議案第6号土地改良法第52条第8項の規定による鍋底地区土地改良事業本換地計画に対する同意について議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 土地改良法第52条第8項の規定による鍋底地区土地改良事業本換地計画についてをご説明いたします。

【議案第6号、朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上で報告の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
《異議なし》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第6号土地改良法第52条第8項の規定による鍋底地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。以上で本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(発言なしの声あり)

発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することに異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして宮古島市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会： 16:12

平成25年1月24日

会 長 野 崎 達 男

7番委員 濱 川 清 重

8番委員 下 地 盛 一